

地図作成についてのお知らせ

(広島市南区宇品東二丁目ほか地区)

広島法務局

広島法務局では、令和5年度・6年度の事業として、広島市南区宇品東二丁目ほか地区（宇品東二丁目、宇品東三丁目及び翠四丁目の全部及び翠三丁目の一部）におきまして、次のとおり、不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成する事業を行っています。

◇作業期間等

作業期間 令和5年9月から令和7年3月まで
計画機関 広島法務局
作業実施機関 あおぞら土地家屋調査士法人

◇地図作成の目的

不動産登記法は、皆様の大切な財産である不動産について、その物理的状況（土地であれば、地番、地目、地積等）や所有権などの権利関係を登記簿に登記事項を記録（以下「登記記録」という。）し、これを公示することによって、財産の保全と取引の安全を図ることを目的としています。

ただし、登記記録だけでは、登記されている土地の位置を明らかにすることはできないため、不動産登記法第14条第1項の規定に基づき、登記所に精度の高い地図を備えることとしています。

しかしながら、今回の地図作成地区の登記所備付地図は、地図に準ずる図面と呼ばれる精度の低い地図であり、土地の位置や形状を現地に復元できるほどの精度がなく、また、この一部には、現地と一致しないものがあります。

そこで、今回実施する地図作成事業により、精度の高い地図を備え付け、財産の保全と取引の安全を図るものです。

◇地図作成の効果

- 1 土地の位置、区画を地図によって特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- 2 土地取引の円滑化と新たな測量等のコスト縮減が図られます。
- 3 道路拡張工事、下水道工事等の公共事業が円滑に行われるようになります。
- 4 土砂崩れ、水害等の災害があっても、地図に基づいて現地を復元できるため、復旧工事が円滑に進められます。
- 5 正確な地目や地積の把握により、租税等の負担の公平化を図ることができます。

◇お問い合わせ・連絡先

広島法務局地図作成事業現地事務所

〒 734-0001

広島市南区出汐二丁目3番56号 出汐住宅3号棟103号室

電話番号 (082)252-5400(FAX兼用)

開設時間 平日 午前9時00分から午後4時00分

(令和6年12月20日まで開設します。)

担当 岡本(おかもと)

地図作成事業区

